

内職に関するQ&A

Q1 内職(家内労働)とはどのようなものですか。

A1 内職についての法的定義は明確ではありませんが、委託者(製造・販売業者等)から原材料等の提供等を受けて、家庭内等で委託者との約束どおりに製造・加工を行う賃加工作業(家内労働)ということと言えます。

例えば、衣類の縫製を行ったり、小物や紙袋など日用品を製作したりする作業がこれに当たります。

こうした家内労働者の労働条件等については、「家内労働法」で規定されています。

Q2 自営型テレワークとはどのようなものですか。

A2 自宅等で物品の製造・加工等を行う「家内労働」に対して、注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労が「自営型テレワーク」です。

自営型テレワークについては、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」が作成されています。

※ 本ホームページのリンク先厚生労働省の「情報通信機器を利用して自宅などで仕事をしている方へ(自営型テレワーク)」をご参照ください。

Q3 家内労働を始めるための手続きは？

A3 家内労働法では、委託者(製造・加工業者や販売業者等)が、家内労働者に仕事を委託する場合、委託条件等を付した「家内労働手帳」を交付する必要があります。

これは、委託者と家内労働者間の無用な紛争を防止するためで、委託者は委託のつど家内労働手帳に納入させる物品の数量その他必要な事項を記入する必要があります。

また、委託者は家内労働法にいう委託者になった場合は遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の状況について4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数などを記載した委託状況届(様式第2号)を労働基準監督署に提出しなければなりません。

家内労働者は、労働者と事業主の両方の側面を持っていますが、就業時間は誰からも管理されませんので、オーバーワークにならないよう自身の健康管理には十分注意することが肝心です。

また、後々委託者とトラブルにならないよう委託条件等はしっかり確認してください。

なお、家内労働者には、家内労働法に基づく届は特にありません。

Q4 家内労働手帳とはどのようなものですか。

A4 家内労働手帳とは、特別な手帳があるわけではなく、以下の項目を記した書類のことです。

- ① 家内労働者の氏名、性別、生年月日
- ② 委託者の氏名、所在地、代理人がいる場合は氏名及び住所
- ③ 委託した業務の内容
- ④ 工賃の単価
- ⑤ 工賃の支払方法
(支払場所、支払期日、通貨以外のもので支払う場合の方法)
- ⑥ 物品の受渡し場所
- ⑦ 不良品の取扱いに関する定めをする場合はその定め

家内労働手帳は、必要事項が掲載されていれば、様式は問いませんが、厚生労働省では、「伝票式家内労働手帳モデル様式」を定め普及を図っています。

※様式は、本ホームページのリンク先厚生労働省「家内労働者の労働条件の向上と生活安定のために」の「家内労働法の概要」の中にあります。

Q5 工賃の支払いについて

- A5 工賃は、原則として、通貨でその全額を支払わなければなりません。
また、工賃は、原則として、家内労働者から物品を受領した日から1か月以内に支払わなければなりません。

Q6 最低工賃はあるのですか？

- A6 委託のあった作業内容によっては、最低工賃が定められているものがあります。この場合は、最低工賃以上の金額で計算した工賃を支払う必要があります。

熊本県で適用されている最低工賃は、次の3業種です。

- 熊本県和服裁縫業
- 熊本県縫製業
- 熊本県電気機械器具製造業

Q7 「インチキ内職」にご注意を

- A7 誰にでもできる簡単な仕事で高収入が得られるという「うまい話」はありません。

例えば、

- ・相当の工賃収入が得られると宣伝し、高額な機器を売りつけるが、工賃についての取り決めがあいまいである。
- ・「自宅で簡単にできる内職」という広告で、パソコンや教材を高額で売りつけたり、講習会を受けさせて高額な講習料を取ったりする。

こうした話は家内労働法で規制できないものが多く、一般の民事的・刑事的なトラブルとして処理されるものがほとんどです。

こうした被害を防ぐためには、内職希望者自身の注意が肝心で、納得できるまで説明を求め、工賃などの委託条件をきちんと確認するようにしましょう。

家内労働法に関するお問い合わせは、

熊本労働局労働基準部賃金室

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

電話 096-355-3202

FAX 096-353-6621

または最寄りの労働基準監督署へ